

## 制度や法規制

### ●補助金返還義務の緩和

建設後10年を経過した施設は、補助目的を達成したとみなし、その処分承認にあたり有償による譲渡や貸付の場合を除いて国庫納付を求めない方針とした(平成20年6月の文部科学省通知)。

### ●建築基準法と消防法などの規制

学校施設を不特定多数が入り出す施設や商業施設などに利用する場合には、建物の用途変更手続きと合わせて、必要な設備や内装仕様に改めて整備しなければならない。また、公共性の高い施設としてバリアフリー法や熊本県やさしいまちづくり条例の規定が適用され、施設のバリアフリー化が義務付けられる。さらに建物の耐震性に関する配慮も必要である。

## これからの跡地利用

本町では現在、複式学級の解消や小中連携教育を進め、教育環境を整えるため、菊水区域、三加和区域において、それぞれ小中併設型校舎建設事業を進めている状況にある。また、厳しさが予想される財政状況の中で、合併によるスケールメリットの実現化も課題である。今後、多くの町有公共施設が本来の目的を果たし、新たな跡地施設となることを見込まれる。

この対応については、本検討委員会の検討結果を参考にして、統合など施設整備の計画段階から地域住民との情報共有に努めて、早期に跡地利用計画を定めた上で、最適な活用あるいは処分を早期に実施すべきである。

この場合に考慮すべき基本的事項は次のとおり

- 統合などにより廃止された施設は本来の目的を達成した不要な施設である。
- 新しい公共機能の必要性を考慮し、近隣類似施設との整理統合を検討する。
- 防災計画において避難所に指定されている場合は、その機能の維持あるいは代替施設を十分に考慮する。
- 旧標準の建築物を利用する場合は、耐震化診断に基づく耐震措置を講ずる必要がある。
- 施設の用途変更手続きを要する場合は、多額の改造経費が必要になる。
- 町施設として残す場合は、利用が少なくても経常的な維持管理費が生じる。
- 当初の建設費に係る国庫補助金については、他目的利用や取壊しについても返還義務が緩和された。
- 跡地利用計画は、地域住民の意向を十分に反映した内容とする。

## 学校跡地等活用検討委員会 委員名簿

(敬称略)

| 構成                  | 氏名  |
|---------------------|---|
| 町議会の議員              | 庄山忠文(委員長)、杉本和彰(副委員長)、高巢泰廣、荒木拓馬  |
| 地域の代表<br>(小学校区代表区長) | 福田紀夫(西校区)、森潤一郎(中央校区)、猿渡健志(東校区)、前淵恵治(南校区)、江崎正治(緑校区)、福山精一(神尾校区)、橋本明(春富校区)                 |
| 保護者の代表<br>(PTA)     | 居石裕臣(西小)、上川泰昭(中央小)、嶋田一幸(東小)、本山秀幸(南小)、原賀圭史郎(神尾小)、古川美歳(緑小)、浦部博昭(春富小)、福永隆智(菊水中)、蒲池恭一(三加和中) |
| 学識経験者又は<br>町長が認める者  | 菊水地区：中峯隆司、福田厚氏<br>三加和地区：徳山一英、池上久美子  |
| 町職員                 | 総務課長、健康福祉課長、経済課長、学校教育課長   |

(ご協力ありがとうございました。)

## 今後の対応

学校跡地等活用検討委員会からの答申は、跡地活用の方法などを確約するものではありませんが、方向性を定める重要な指針となります。

この報告書を基に町民の皆さんや議会などのご意見を踏まえ、関係部署でさらに協議し、可能なものから活用の準備を進めていきます。

問い合わせ先 本庁 企画課 企画係 ☎0968・86・5721



# 学校跡地の活用方針

## 学校跡地等活用検討委員会からの報告



学校統合により生じる学校跡地などの有効な活用を検討するため、平成24年6月に『和水町学校跡地等活用検討委員会』が設置されました。9箇所の施設の現地視察、先進地視察研修(山都町)、菊水・三加和区域のグループ協議など7回の委員会が開催され、平成25年3月29日(金)に庄山委員長から町長へ、検討結果を取りまとめた最終報告がありました。

次のとおり活用方針など報告の概要をお知らせします。

## 学校施設などの概要

| 校名       | 区分 | 敷地面積<br>(㎡) | 施設建築年次 |     | 維持管理費<br>(千円) | 利用状況   |
|----------|----|-------------|--------|-----|---------------|--|
|          |    |             | 校舎     | 体育館 |               |  |
| 神尾小学校    |    | 18,482      | S56    | H16 | 2,890         | 体育館はビーチバレー、PTA会議などに、運動場は子ども会ソフトボール、サッカーなどに定期的に利用。    |
| 緑小学校     |    | 13,168      | S58    | H15 | 3,594         | 体育館はミニバスケットボール、子ども会ビーチバレーに、運動場は地区レクリエーションなどに利用。      |
| 十町分校(緑小) |    | 1,683       | S58    | -   | 緑小に含む         | 以前は地区レクリエーションに利用していたが、現在の利用はなし。                      |
| 春富小学校    |    | 11,463      | H7     | H17 | 4,422         | 体育館はビーチバレー、地域づくり役員会などに、運動場はグラウンドゴルフなどに利用され、利用度は高い。   |
| 菊水西小学校   |    | 15,311      | S59    | S58 | 2,094         | 体育館はバドミントン、ビーチバレーなどに、運動場はグラウンドゴルフ、地区運動会に定期的に利用。      |
| 菊水中央小学校  |    | 14,400      | S56.57 | H9  | 3,088         | 体育館は極真空手、ビーチバレーなどに、運動場はグラウンドゴルフ、地区レクリエーションなどに定期的に利用。 |
| 菊水東小学校   |    | 14,861      | S55    | S60 | 2,790         | 体育館はビーチバレー、バスケットボール、運動場はグラウンドゴルフなどに定期的に利用。           |
| 菊水南小学校   |    | 25,501      | S58    | S59 | 2,474         | 体育館は子ども会ビーチバレー、分館スポレク大会、運動場はグラウンドゴルフ、地元運動会などに利用。     |
| 菊水中学校    |    | 20,386      | S52.53 | S56 | 4,194         | 体育館はバドミントン、バレーボールなどに利用、運動場の一般利用はなし。                  |

注)維持管理費(光熱水費・修繕費・その他)は、平成24年度予算額

## 活用方針(まとめ)

- 建築年度の新しい菊水中央小体育館、神尾小体育館、緑小体育館、春富小体育館は地域コミュニティ施設として活用する。維持管理については、利用者が少なくとも維持管理費が発生するため利用者負担や管理方法の協議が必要である。
- 神尾小校舎、緑小十町分校校舎、春富小校舎は、施設を活用する。活用にあたっては、耐震化診断に基づく耐震措置を講じる必要がある。また、用途変更の際は、改造経費が必要となる。
- 上記以外の施設については、取り壊し更地化し、今後の町経済の動向を見ながら、宅地造成や企業誘致の候補地とする。
- 活用が決まるまでの期間、地域の要望があれば、グラウンドは地域体育施設として開放する。
- 校舎の取り壊しにあたっては、災害時避難所機能の代替を十分に考慮した防災計画の見直しをする必要がある。また、プールの取り壊しにあっても、消防水利の確保を十分に考慮する必要がある。
- 跡地施設等は町の貴重な財産であり、この活用にあたっては、税収の増加、雇用促進及び地場産業の育成につながる方策を念頭に協議が必要である。
- 今後、町事業等により新たに生じる公共施設の跡地については、当該事業の計画段階から、本検討内容を参考に住民の意向を踏まえて恒久的な活用計画を決定し、現状に最適な活用あるいは処分を早期に実施する。